

V 参 考 资 料

交野市立地適正化計画（都市再生特別措置法）に基づく届出

1. 居住誘導区域に関する届出

居住誘導区域外において、以下に示す行為を行う場合は、行為に着手する日の30日前までに市に届出するものとする。

また、届出後にその内容を変更する場合は、変更の届出が必要となる。

居住誘導区域外において届出が必要となる行為（法第88条第1項）	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合

2. 都市機能誘導区域に関する届出

都市機能誘導区域外 または 都市機能誘導区域内 において、以下に示す行為を行う場合は、行為に着手する日の30日前までに市に届出するものとする。

また、届出後にその内容を変更する場合は、変更の届出が必要となる。

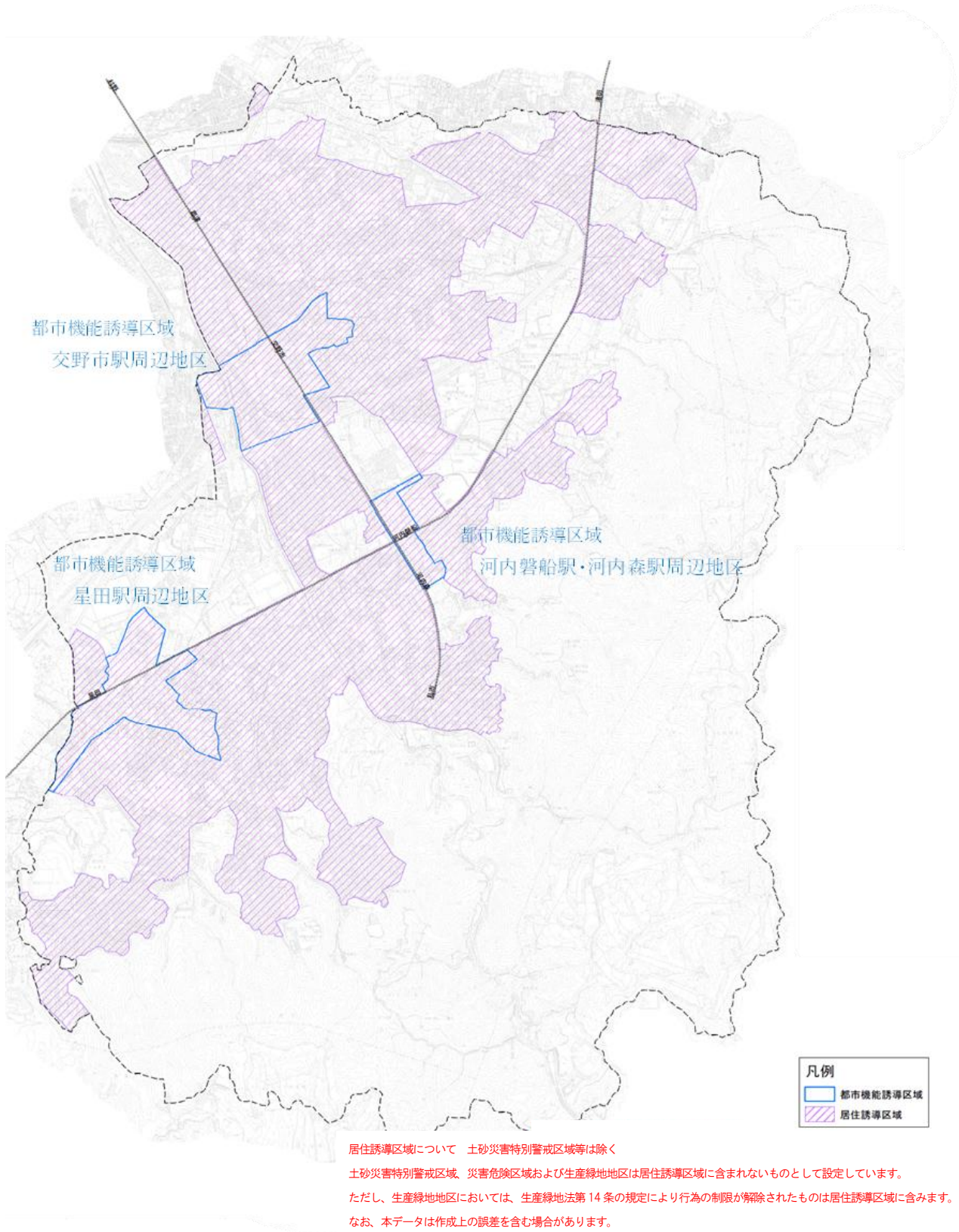
都市機能誘導区域外において届出が必要となる行為（法第108条第1項）	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合
都市機能誘導区域内 において届出が必要となる行為（法第108条の2第1項）	
休止・廃止	<ul style="list-style-type: none"> 休止・廃止

各都市機能誘導区域における誘導施設は以下の表のとおりである。

誘導施設 ※	都市機能誘導区域		
	交野市駅周辺地区	星田駅周辺地区	河内磐船駅・河内森駅周辺地区
大規模小売店舗（3,000㎡以上）	●	●	●
図書館	●	●	-
市役所	●	-	-
乳幼児一時預かり機能を有する施設	●	●	●

※ ・ 大規模小売店舗（3,000㎡以上）：大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗かつ店舗面積が3,000㎡以上の店舗
 ・ 図書館：図書館法第2条第1項に規定する図書館
 ・ 市役所：本市の市役所
 ・ 乳幼児一時預かり機能を有する施設：子ども・子育て支援法第59条第1項第10号に規定する施設

3. 区域図（令和8年5月時点）



居住誘導区域について 土砂災害特別警戒区域等は除く
土砂災害特別警戒区域、災害危険区域および生産緑地地区は居住誘導区域に含まれないものとして設定しています。
ただし、生産緑地地区においては、生産緑地法第14条の規定により行為の制限が解除されたものは居住誘導区域に含まれます。
なお、本データは作成上の誤差を含む場合があります。
詳細につきましては、必ず窓口にてご確認ください。
※当市では都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定を進めており、令和8年5月より適用。